

しばたの男女共同参画通信

令和6年11月 Vol.10

■ 男女共同参画とは？

男女共同参画とは、英語で“gender equality (ジェンダーの平等)”といい、「男だから」「女だから」といった、性別の違いによる偏った考えにとらわれることなく、一人一人が自らの能力や個性を発揮でき、人として平等に認められていることをいいます。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会が実現すると、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会になり、家庭生活が充実し、職場に活気が溢れ、地域活動にも参画することで地域コミュニティが強化されます。

■ トピックス

「男女共同参画パネル・関連図書展示」を実施しました

令和6年6月1日～6月28日の期間、柴田町図書館で「男女共同参画パネル・関連図書展示」を実施しました。

今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズである、「だれもがどれも選べる社会に」をテーマにしたパネルで、訪れた町民が、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現について考える機会となりました。

また、関連図書展示では、男女共同参画に関する図書が29冊展示されました。



■ ひとりで悩まずに相談しましょう

生理の貧困への対応について

町では、金銭的な理由や知識・情報不足により生理用品を手にするのが困難な女性・女の子のために、学校・役場庁舎・公共施設に、相談につなげるための相談カードとあわせて生理用品を設置しています。



みやぎ男女共同参画相談室…男女共同参画に関する様々な悩みを相談できる窓口です。

※相談は無料です。(通話料はご負担ください。)

※一般相談・LGBT相談を面接相談で行う場合は、事前に予約が必要です。

●一般相談 TEL：022-211-2570

月曜日～金曜日(祝日・休日・LGBT相談時間を除く)
午前8時30分～午後4時45分

●LGBT相談 TEL：022-211-2570

毎月第2・4火曜日(祝日・休日を除く)
正午～午後4時

●法律相談 TEL：022-211-2570

毎月第4木曜日(祝日等の場合変動あり)
午後1時～午後4時30分
※事前予約制 女性弁護士が面接にて対応

●男性相談 TEL：022-211-2557

毎週水曜日(祝日・休日を除く)
正午～午後5時
※予約不要 男性相談員が対応

■ドメスティック・バイオレンス（DV）

ドメスティック・バイオレンスとは？

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）は、その頭文字を取って「DV」と呼ばれることが多く、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった人から振るわれる暴力」という意味で使用されています。重大な人権侵害にも関わらず、家庭内で行われることが多いため外部からの発見が困難で、また、加害者には罪の意識が薄く、気づかぬうちにエスカレートし、重大な被害が生じる可能性が高いという特性があります。



被害者の多くは女性ですが、男性の被害者も増加傾向にあります

配偶者やパートナー間での暴力は、被害者が女性の場合が圧倒的に多く、警察庁の報告によると、令和5年中の配偶者間の暴力に関する相談のうち、72.1%が女性からの相談だったことが報告されています。

しかし、最近では男性が被害者になるケースも少なくありません。男女に関わらず、DV被害を最小限にとどめ、被害者が相談・支援を受けやすくするためには、DVを家庭内のことと軽視せず、社会全体が認知していくことが大切です。

恋人同士の間で起こる「デートDV」



男女間における暴力は夫婦・パートナー間だけで起こっている問題ではありません。実は、恋人同士の間でも交際相手に対する暴力が起こっています。令和5年度に実施した内閣府調査によると、交際相手がいいた女性の22.7%、男性の12%が、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」を受けています。デートDVは、性別に関わらず、誰にとっても身近な問題といえます。

DVの悩みがあったら...

もしも暴力を受けて、悩んでいるときは、一人で抱え込まずに相談してみましょう。また、周りに悩んでいる人がいたら、勇気を持って相談するよう勧めてください。

●DV相談ナビ

は れ れ ば
8 0 0 8

「どこに相談すればよいかわからない」という方のために、全国共通の電話番号（#8008）から相談機関を案内するDV相談ナビサービスです。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接相談できます。

●DV相談+（プラス）

つ な ぐ は や く
TEL：0120-279-889

配偶者やパートナーから受けている様々な暴力について、専門の相談員と一緒に考えます（24時間受付）。電話で相談するのが難しい場合、メールやチャットでも受け付けています。詳しくは「DV相談+」のホームページをご覧ください。

※今すぐ警察官に駆けつけてもらいたいような緊急の場合は、110番に通報してください。